

令和 7 年第 1 回守山市農業委員会総会議事録

第 1 回守山市農業委員会総会を市役所 2 階防災会議室において招集する。

令和 7 年 1 月 10 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 1 号～議第 5 号

議題 1 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議題 2 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求めることについて

議第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、

許可をすることについて

議第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、
許可をすることについて

報告第 1 号～報告第 4 号

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届
出について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届
出の報告について

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解
約通知について

2 出席委員

1 今井 清市	2 本城 康吉	3 杉江 和
4 國枝 敏孝	5 木村 喜代子	6 深尾 円
7 大島 常弘	8 村瀬 伸一郎	9 岡本 良一
10 高橋 謙二	11 服部 重信	12 辰市 祐洋
13 西 直幸	14 大崎 恭義	15 九重 智子
16 千代 博	17 今井 誠二	19 寺田 安喜雄
20 西村 明弘	21 宇野 正	22 中島 耕治

23 西村 正秋

24 西村 潔

25 山本 麻紀代

26 秋山 新治

3 欠席委員

18 番 西出 登志和

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 局長 武田 雅義

局 員 参事 寺田 篤司

局 員 指導員 井上 俊明

局 員 事務員 上野 晴美

農政課 課長 福島 信宏

農政課 事務員 古家 妙子

○事務局

本総会は委員総数 26 名中 25 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 7 年第 1 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和 7 年第 1 回守山市農業委員会総会をこれ

より開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 2 件、報告案件 4 件の合計 9 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員です。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

13 番 西 直幸 委員

14 番 大崎 恭義 委員

を指名いたします。

○議 長 （会議規則第 7 条議題の宣言）

それでは、議題に入ります。議第 1 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 1 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定をす

ることについて（旧基盤法第 18 条）

以上です。

○議 長

議第 1 号については 2 番 7 番 8 番の案件に委員が関係しておりますので、まず 2 番 7 番 8 番を除く農用地利用集積計画案について審議を行います。

○議 長

それでは、局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長（会議規則第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 1 号の 2 番 7 番 8 番を除く農用地利用集積計画案につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課（会議規則第 9 条議案の説明）

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき、農業委員会の決定をいただくものです。

【議案に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 1 号の 2 番 7 番 8 番を除く権利設定の提案

理由の説明を終わります。

○議長 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

農用地利用集積計画書一覧表の右から3番目の「新・再別」の欄について質問です。ここに記載されている「新」は期限が切れて再設定されたものと、新たに設定されたものが記載されていると思います。再設定されたものは何番でしょうか。

また、今後、わかるような記載に変更していただけないでしょうか。

○農政課

今回新規設定となっておりますが、失念により空白期間ができたことで新規の取り扱いとなる再設定のものは7番12番14番の3件です。

また、新たに新規設定されたものは1番2番3番4番5番6番8番9番10番11番13番15番の12件の合計15件です。

今後、新規設定の詳細につきましては、報告時に口頭にて申し上げます。

○●番 ●● ●●委員

5 番の案件について質問です。

議案書 13 ページ、報告第 4 号 9 番の解約で賃貸人は認定農業者である賃借人との契約を途中解約し、今回新たな賃借人との設定をされました。

賃借料については、在所内は実勢賃借料よりやや低く設定されていますが、今回、5 番の賃借料は実勢賃借料をはるかに上回る金額を設定されており、在所内が戸惑う場面があります。ついては、このような設定を認めていかれるのでしょうか。

○農政課

賃借料が高額と見受けられたので、農政課としても賃借人に確認したところ、過去令和 3 年 1 月に同じ賃借料で再設定されていたこともあり、認めるに至りました。

なお、農業委員会で示されている実勢賃借料についてはこのような高い金額のものは除外されます。

○●番 ●● ●●委員

5 番の地域の地域計画はどのようなになっていますか。

○●番 ●● ●●委員

地域計画ではこの方に預けるようにはなっていません。

○●番 ●● ●●委員

○○町では、在所の中で農地の取り合いをしないように

取り決めを行ってはいますが、最近は難しくなってきました。近年、地権者が賃借料が安すぎるといってこられますが、借人は農業者として生計をたてているので農地を取り上げるようなことは避けて欲しいという依頼はしております。また、今回地域計画の中で地権者に対して賃借料を含めて説明していく必要があると思いますので説明を行っていかねばいけないと考えています。

今後、地域において農地を集約し経営したいという方が出てきたときにどのようにすればいいのでしょうか。

○農政課

全国的にも賃借料のばらつきがあり、集積・集約が難しいと聞いています。地域計画の 10 年後に向けて担い手に預け集約する中では賃借料の統一化が必要になってくると思いますが、現状としては難しいところです。

○議 長

賃借料については、集落で話し合っていたのが前提だと思います。地域計画等の話し合いの中で組合長、委員が積極的に賃借料について十分に話し合いを持たなければならないと思います。

○●番 ●● ●●委員

また、今回の 6 番の 3 筆の内、2 筆が今年度の減反の対

象区域となり、自作していた貸人から営農組合に転作を頼まれて1年間の期間借地としての麦の作付けを行っておりますので、収穫が終わってからの設定にできないでしょうか。農政課としてどのようにお考えでしょうか。

○●番 ●● ●●委員

営農組合が今年度転作作物を作付けされているようですが、今回の設定について営農組合の同意が必要だと思います。

○●番 ●● ●●委員

役員会に諮る必要があると思います。

○●番 ●● ●●委員

この2筆についてはいったん取り下げた方が良いでしょう。

○●番 ●● ●●委員

役員会に諮っても作付けされているものに対しては営農組合に権利があるとは言えるが、それ以外の事については、言う権利はないのではないのでしょうか。

○●番 ●● ●●委員

次の借人については1年後の設定に変更しても問題はないと思います。

○●番 ●● ●●委員

賃借権であつたり売買による所有権移転は本人同士の契約であるが、設定途中の解約となると時期によっては作付けが行われたが収穫前に解約となり得る場合、作付けしたものが収穫できるような確認書を作る必要があるのではないのでしょうか。

また、今回のような設定そのものに農業委員会がかかわって設定できないという事になってはいけなく、そのような権利は農業委員会にはないと思います。

○●●番 ●●● ●●●委員

あくまでも、正規の手続きを踏んで農業委員会に設定を認める決定だと思います。現状は麦を転作しているという事でそのまま営農組合が耕作を続けて収穫までとなると、今回の賃借権設定を行う権利があるにも関わらず確認も何もとれていない状態の案件をどうこうするのは不都合ではないのでしょうか。またどちらの権利も認めるというのもいかななものかとも思います。

○●●番 ●●● ●●●委員

作付けした収穫物に関しては民法上権利があります。営農組合は今回の設定について聞いていないといわれているので説明をして確認書をもらうと同時に借人の方にも確認書をもらう必要があるのではないのでしょうか。

先ほどいわれた、作付けしたものを収穫するまで設定を遅らせるというのは無理なように感じます。

○議長 長

他に、●● ●●委員何かご意見はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

ルール上は問題ないと思いますが、人として地域性などを考慮することが必要ではないでしょうか。しかしながら、今回の設定は「解約」され「賃借の申し出」があるので、法的には問題ないものと思っています。

○農政課

期間借地については自作扱いになりますが、その一方では営農組合が3年間の期間借地により麦・大豆を作付けされているという事があるのは間違いないです。

○●番 ●● ●●委員

来年度からは中間管理機構を介しての設定だけになるため、地域計画に沿って耕作を行っていくという事です。

○農政課

基本的には目標地図にお名前がある方に作っていただく形になっていきます。

○議長 長

今一度、営農組合と貸人、借人のすべての方と農政課が

話をしていただき、事実関係を把握したうえで確認書をそれぞれからいただいたうえで、設定を認めることとします。

○議長 長

他に、質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

15 番の特殊畑の賃借料が 2 万円となっていますが、現在の特殊畑の賃借料は 5 千円から 1 万円が相場だと思います。高額ではありませんか。

○農政課

5 千円は露地栽培だと思います。近隣のハウス栽培をされている方は 2 万から 3 万が相場となっており、○○○○○○もハウスによるイチゴ栽培をされるので今回の賃借料と思います。

○●番 ●● ●●委員

○○○○○○は守山市での営農は初めてですか。

○農政課

守山市では初めて耕作され、イチゴ栽培と聞いています。

○●番 ●● ●●委員

どのあたりで耕作されますか。

○●番 ●● ●●委員

南流区域内の南側です。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第 17 条第 2 項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の 2 番 7 番 8 番を除く権利設定は、6 番については貸人借人に事実確認することし、原案のとおり計画の決定をすることにご異議ありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件の 2 番 7 番 8 番を除く権利設定は、6 番については貸人借人に事実確認することとし原案のとおり計画の決定をすることとすることに決しました。

○議 長

続いて、議第 1 号の 2 番 7 番 8 番の審議を行います。

審議に入る前に、本件については関係者に委員がおられます。つきましては、「農業委員会等に関する法律 第 31 条（議事参与の制限）に、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますこ

とから、その議案の関係者である委員には審議に関して退席していただくこととなります。

したがって、本件の関係者である

議席番号●番 ●● ●●委員

議席番号●番 ●● ●●委員

に、退室をお願いします。

(2名の委員 退室)

○議 長

それでは、局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第1号の2番7番8番につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 (会議規則第9条議案の説明)

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農業委員会の決定をいただくものです。

【議案に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第1号の2番7番8番の提案理由の説明を終

わります。

○議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の2番7番8番の権利設定は、原案のとおり計画の決定をすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件の議第1号の2番7番8番の権利設定は、原案のとおり計画の決定をすることとすることに決しました。

○議長

それでは、●● ●●委員

●● ●●委員 に入室を認めます。

(2名の委員 入室)

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第2号を議題といたします。書記に議件の朗読

をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 2 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の案の意見聴取について（機構法第 18 条第 3 項）

以上です。

○議 長

議第 2 号については 13 番 14 番 15 番の案件に委員が関係しておりますので、まず 13 番 14 番 15 番を除く農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について審議を行います。

○議 長

それでは、局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （会議規則第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 2 号の 13 番 14 番 15 番を除いた案件につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 （会議規則第 9 条議案の説明）

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求めることについてでございます。

【議案に基づいて、農地中間管理事業に係る農用地利用

集積等促進計画案の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議題 2 号の 13 番 14 番 15 番を除く提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、ただいまの農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案についての意見を求めます。意見はありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第 17 条第 2 項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の 13 番 14 番 15 番を除いた案件は、原案のとおり計画の決定をすることにご異議ありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件の 13 番 14 番 15 番を除く、農用地利用集積等促進計画案に対し「意見無し」とすることに決しました。

○議 長

続いて、議題 2 号の 13 番 14 番 15 番の審議を行います。

審議に入る前に、本件については関係者に委員がおられます。つきましては、「農業委員会等に関する法律 第 31 条（議事参与の制限）に、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますことから、その議案の関係者である委員には審議に関して退席していただくこととなります。

したがいまして、本件の関係者である

議席番号 ●番 ●● ●●委員

に、退室をお願いします。

（1 名の委員 退室）

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （会議規則第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 2 号の 13 番 14 番 15 番につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 （会議規則第 9 条議案の説明）

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求めることについてでございます。

【議案に基づいて、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議題２号の１３番１４番１５番の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、ただいまの農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案についての意見を求めます。意見はありませんか。

（会議規則第１０条発言） 「無し」の声有り

○議 長 （会議規則第１７条第２項 簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の１３番１４番１５番は、原案のとおり計画の決定をすることにご異議ありませんか。

（会議規則第１０条発言） 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件議題第２号の１３番１４番１５番は、農用地利用集積等促進計画案に対し「意見無し」とすることに決しました。

○議 長

それでは、●● ●●委員 に入室を認めます。

（１名の委員 入室）

○議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

後ほど、先程の議第 1 号の 6 番について報告をお願いします。

○農政課

ありがとうございました。

それでは、議第 1 号の 6 番について調べてから報告いたしますので、一時退席いたします。

○議 長 （会議規則第 7 条議題の宣言）

次に、議第 3 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 （会議規則第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 3 号の提案理由をご説

明申し上げます。議案書 3 ページ、位置図は 3 条 NO. 1 からとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、4 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 3 条 NO. 1)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 1,367 平方メートルの田です。

譲渡人は、〇〇町 〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲受人は、〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は賃貸借。事由は事由欄に記載のとおりで期間は 10 年間です。譲受人の現在の経営面積は、4,684.9 アール、通作距離は 0.9 キロメートルです。

2 番の案件です。(位置図 3 条 NO. 2)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 300 平方メートルの畑です。

譲渡人は、〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん

〇〇歳。譲受人は、〇〇町 〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳です。

契約内容は贈与。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受
人の現在の経営面積は、287.3 アール、通作距離は 1.8 キ
ロメートルです。

3 番の案件です。

(位置図 3 条 NO. 3 その 1、その 2、その 3)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 2,493 平
方メートルの田 および〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番
3,051 平方メートルの田 および〇〇町 〇〇〇 〇〇〇
〇番 1,199 平方メートルの田 および〇〇町 〇〇〇
〇〇〇〇番 1,383 平方メートルの田 以上 4 筆合計で
8,126 平方メートルです。

譲渡人は、〇〇町 〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳。譲受人は、〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受
人の現在の経営面積は、4,684.9 アール、通作距離は 2.5
キロメートルです。

4 番の案件です。(位置図 NO. 4 その 1、その 2)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 1,577 平方メートルの田 同じく〇〇〇〇番 2,927 平方メートルの田 および〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番地 3,619 平方メートルの田、 3 筆合計 8,123 平方メートルです。

譲渡人は、〇〇町 〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、503.1 アール、通作距離は 2.6 キロメートルです。

以上の件につきましては、

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正當に耕作等を実施されるため該当しません。

また、第 2 号の法人要件については、個人であり、問題ありません。

さらに、第 3 号の信託要件についても該当せず、第 4 号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第 5 号の貸借による他への貸付もなく、第 6 号の周辺農地利用に支障も来しません。

このことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませ

るので許可相当と考えます。

以上で、議第3号の提案理由の説明を終わります。

○議長 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

では、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

現地確認いたしました。問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、2番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

譲渡人と譲受人は兄弟で、普段はそれぞれ所有の農地を共同で管理されています。昨年、当該地に譲受人名義の農機具を収納する倉庫を建てられました。譲渡人は今後農地を子どもが引き継ぐ予定がないため、兄弟間で贈与という形で成立しました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、3番の案件は〇〇町と〇〇町になりますので、

まずは〇〇町の担当委員の●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

譲受人は以前から譲渡人の土地を耕作されており、譲受人の要請を受けて売買が成立しました。引き続き譲渡人が当該地を耕作されます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

続いて、〇〇町の担当委員の●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

〇〇町の田で、譲受人は〇〇町で 30 反の水稻の耕作をされており譲渡人との売買契約となったため、何ら問題ありません。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議 長

続いて、4 番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

〇〇町の 3 筆の農地は、今まで譲渡人から中間管理機構を通して〇〇営農組合が作付けしていました。昨年、機構

から解約の申出があった時点で、転作作物の大豆が作付け
されていたため、大豆の収穫については〇〇営農組合に権
利があることを確認の上、解約に同意しました。

譲受人については〇〇町の認定農業者の方で、〇〇町で
多くの農地を所有し耕作されている方ですので問題ない
と考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

ありがとうございました。

○議長 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

4 番の案件で、譲受人は両杖をついて歩いておられると
思いますが、耕作されるのでしょうか。

○●番 ●● ●●委員

譲受人は父親で、息子が認定農業者で家族経営されてい
るので何ら問題ありません。

○議長 長

他に、質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

親子間での 3 条の使用貸借の申請が必要ではないでし

ようか。

○事務局

家族で農家台帳は1つ、世帯も1つであり農業は家族で行うものであるため、3条の申請の必要はありません。

○議長

他に、質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

議案書に譲受人・譲渡人の年齢が記載されていますが、必要なのでしょうか。

○事務局

申請書の記載事項となっており、耕作される方の労力の参考になり得るのではないかと考えます。

○議長

他に、質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長 （会議規則第7条議題の宣言）

次に、議第4号を議題といたします。書記に議件の朗読をいただきます。

○書記

朗読いたします。議第4号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいただきます。

○事務局 （会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第4号の提案理由をご説明申し上げます。議案書5ページ、位置図は4条 NO. 1 からとなります。

こちらは転用を目的とする権利移動の伴わない自己転用の案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は2件でございます。

1 番の案件です。(位置図 4 条 NO. 1)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 418 平方メートルの畑で、現況は宅地です。同じく〇〇〇〇番〇〇 77 平方メートルの畑で、現況は宅地、同じく〇〇〇〇番〇〇 18 平方メートルの畑で現況は宅地、3 筆合計で 513 平方メートルです。

申請人は、〇〇町 〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、および広島市佐伯区〇〇〇〇〇 〇丁目 〇〇番〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

転用の事由は住宅敷地ということで、以前から 1 筆の土地の中に畑と宅地と道路が存在している土地を、現況にあわせて昨年の 12 月に分筆がなされ、今回の申請によって地目を変更して、土地の整理をされようとしています。なお、新たに工事などが行われるものではありません。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第 3 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可相当と考

えます。

2 番の案件です。(位置図 4 条 NO. 2)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇〇 359 平方メートルの畑で、現況は公衆用道路です。同じく〇〇〇〇番〇〇 37 平方メートルの畑で、現況は公衆用道路です。2 筆合計で 396 平方メートルです。

申請人は、1 番と同じで、〇〇町の〇〇 〇〇 さんと、広島市の〇〇 〇〇 さんで、転用の事由は市道敷地です。1 番でご説明しました現況の土地利用状況が混在している土地の道路にあたる部分の申請となります。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第 3 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第 4 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

では、1 番と 2 番の案件を●● ●●委員にお願いします。
す。

○●番 ●● ●●委員

1 番の案件は、相続した際に自分の土地の内容を確認したところ、無断転用となっており、次の世代に引き渡す時に困らないように申請が行われました。

2 番の案件は、1 番と同じように無断転用是正案件で自分の土地の一部が市道になっており、また税金も長年支払われておられました。改めて道路河川課に確認したところ、是正処置の依頼があり、今回の申請となりました。周辺農地などに問題がないという事です。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか。(●● ●●委員、●● ●●委員)

○当番委員 (●● ●●委員)

現地確認してきました。土地の状況に問題はありませんでした。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議 長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第5号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第5号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 （会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第5号の提案理由をご説明申し上げます。議案書は6ページ、位置図は5条 NO. 1 からとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は2件でございます。

1 番の案件です。（位置図 5 条 NO. 1）

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇〇 340 平方メートルの畑で 譲渡人は、〇〇町 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、譲受人は、〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は使用貸借。転用の事由は分化住宅です。備考欄に記載のとおり、祖父の土地に孫が住宅を建築されるもので、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、団地規模が 10 ヘクタール未満であり、住宅が連たんした区域に近接しているため第2種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

2番の案件です。(位置図5条NO.2)

申請地は、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 283平方メートルの畑で譲渡人は、〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、譲受人は、〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、草津市〇〇 〇丁目〇番地〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は使用貸借。転用の事由は分化住宅です。備考欄に記載のとおり、父の土地に息子夫婦が住宅を建築されるもので、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第5号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

では、1番の案件を●● ●●委員に確認状況の報告をいただきます。

○●番 ●● ●●委員

譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係で実家の近くに家を建てるという事で問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

続いて2番の案件を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

特に問題ありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか。(●● ●●委員、●● ●●委員)

○当番委員 (●● ●●委員)

特に問題ありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。議第5号については許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件については、許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第1号から報告第4号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告いたします。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による
届出の報告について

1件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による
届出の報告について

5件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出の報
告について

3件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借
解約通知について

11件の届出です。内容については記載の通りです。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

それでは、先程の議第1号の6番について、農政課より報告いただきます。

○農政課

今回の6番の2筆について営農計画書を確認したところ貸人が自作で水稻を行うという計画になっているので、今回の申請の借人との権利設定は成立します。

資料の中で営農組合との期間借地については確認できなく、今回の設定については、本人同士が合意された上でのことでするので問題ないと考えています。

また、農政課としては、現在提出されている書類からは事実関係がつかめきれないため、双方に確認したうえで、設定させていただきたいと思います。

○議長

他に、何か質問はありませんか

○●番 ●● ●●委員

報告第2号の4番で〇〇町の譲受人がおられますが、議第1号の14番で4筆借りておられます。大津市在住で農家の方でもないように思われますが、どのような方なのでしょうか。

○事務局

大津市在住の個人の方で守山市内に何筆か農地をお持ち

です。実際の耕作状況は〇〇町の土地に関しては長年草わらであったという事は確認済みです。

○農政課

今回の利用権設定については平成 28 年からの再設定で当時平成 28 年に大津市農業委員会に問い合わせを行ったところ、大津市にも農地を持っておられるとの回答でした。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

○●番 ●● ●●委員

〇〇町の 4 筆について、令和 5 年から認定農業者が耕作されています。

○議 長

他に、質問はありませんか。

===== 「無し」の声有り =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終

了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 4 時 00 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 7 年 1 月 22 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

13番 委員

14番 委員